

高齢者虐待防止方針

医療法人徳洲会

介護老人保健施設シルバーケア常盤平

(管理者) 施設長 谷津 隆男

医療法人徳洲会介護老人保健施設シルバーケア常盤平に於いては、利用者が安全かつ安心して生活できる環境を整える為に、(管理者)施設長のリーダーシップの下、全職種がそれぞれの立場から高齢者虐待に取り組む。全職員は利用者の安全を確保し、必要な介護保険施設サービスを提供していく為に委員会活動や研修へ積極的に参加し研鑽に務める。

※高齢者虐待防止法では、「高齢者」を 65 歳以上の者と定義しています(第2条第1項)。ただし、65 歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又はその他 養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます(第2条第6項)。

虐待防止委員会の設置

全職員から2名以上の委員を選出し、委員長(担当者とする)・副委員長を選出。

構成:委員長1名、副委員長2名、委員 から成る

定例会開催:毎月第1月曜日

委員会活動:傾向と対策について確認・検討を行う

○老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)及び介護保険法(平成9年法律第 123 号)に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う次の行為

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき 職務上の義務を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える 言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

<高齢者虐待への対応>

養介護施設従事者による高齢者虐待を発見した場合の通報、養介護施設従事者等は「養介護施設従事者等の業務に従事している者によって高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見」した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないことになっています(第21条第1項)。

また、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、関係機関や民間団体、市町村「高齢者虐待防止ネットワーク」を活用し連携協力体制構築する。